

令和4年第5回甲良町議会臨時会会議録

令和4年12月26日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 再議第3号 令和4年12月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議について（議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号））
令和4年12月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議について（発議第12号 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）に対する修正（案））

◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	丸山恵二	8番	木村修
10番	西澤伸明	11番	宮寄光一

◎会議に欠席した議員（1名）

9番 建部孝夫

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	総務課長	中村康之
企画監理課長	熊谷裕二	保健福祉課長	山崎志保美
総務課参事	村田茂典	総務課長補佐	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前10時08分 開会)

○宮崎議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和4年第5回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮崎議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日、令和4年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

再議第3号は、令和4年甲良町議会12月定例会において議決された議案に係る再議についてで、12月定例会における議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)に関する令和4年12月14日の議決について、歳入歳出補正額4,199万4,000円を2,699万4,000円に、補正後の予算総額42億338万2,000円を41億8,838万2,000円に修正議決されたことは、本町の行財政運営に影響することになるため、地方自治法第176条第1項の規定により再議を求めるものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○宮崎議長 次に、日程第3 再議第3号 令和4年12月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議についてを議題とします。

本件は町長から12月14日の本会議において議決した議案につき、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付されました。この際、町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 再議第3号 令和4年12月甲良町議会定例会において議決された議案に係る再議についてでございます。

再議書をご覧いただきまして、12月20日、本職から宮寄議長に再議書を提出いたしました。令和4年12月甲良町議会定例会における令和4年12月14日の会議で修正議決された議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）については、下記理由のとおり議決に異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付するものであります。

理由。今回、議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第6号）について、第1条中、歳入歳出補正額であります4,199万4,000円を2,699万4,000円に、補正後の予算額42億338万2,000円を41億8,838万2,000円に修正されたことは、次の点から異議があるため再議に付するものであります。

第1、行政手続と事業の段取りについて。

今回の修正に際し、その内容として予算に関する説明書中、予算事項別明細書に追加をされた補聴器購入費助成については、令和4年9月定例会において高齢者の補聴器購入補助を求める決議が可決されたことを受け、町行政といたしましても前向きに検討を進めているところであり、令和5年度の開始に向け制度要綱を作成し、事務を進めているところであります。

しかしながら、このような状況下で予算を計上されたとしても、その執行は次の点から不可能であります。

まず、その要領を定めた要綱について、議会から参考例は示されました。これは行政への提言として受け止めますが、行政側でも当該補助制度を準備しており、議会提言をそのまま諾とすることは長に課せられた、自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務、すなわち地方自治法第138条の2は執行機関の義務でございます。を逸脱することになると考え、町行政が進めるものとの比較検討には慎重を要するものであります。

また、実際の執行にあっては、担当課はその内容からおのずと決定されたとしても、その実務担当は既存の事務との調整を行った上で決定する必要があります。年度も第4四半期に入ろうとする時期にその準備と調整は困難であります。

加えて、歳出予算の執行については、地方自治法第208条及び同法施行

令第143条の規定、これは会計年度区分の規定であります。年度内、すなわち3月31日までに行わなければならないこととなります。今回、このような補助制度については、その支出の公益性、公平性を担保するためにも、制度の開始については一定の広報周知期間を経た後、申請受付をするべきであり、その後の審査、補助決定、実績報告に伴う額の確定、補助金請求書の受理までの事務の流れを完了する必要があるところ、年度内に完了することは難しいものであります。

第2、補助金の性質及び町長と議会との関係性について。

今回、増額修正されたような町が行う補助は法令に根拠を置くものでないため、交付の決定についての法的性質は交付申請という申込みに対する承諾行為であり、原則として、いわゆる行政処分でないとしております。括弧内に2件の判例を記しております。つまり、このような条件を守る場合には、この金額を補助するという民法に基づく贈与契約またはこれに類する契約であるとされております。

今回の予算の修正については、契約の締結行為を議会が長に強制するような行為であり、このようなことを認める法制度は地方自治法の下では取られておりません。契約に関しては、自治法第96条の規定、議会の議決事項の定めであります。一定の契約について、町長の提案した内容を認めるかどうかの議決権が議会に付与されております。その内容の修正権は議会にはないとされております。契約の一形態である和解について、議会への提案権が長に専属しているとされていることも同様であり、契約行為の内容決定は長の予算執行権の範囲であり、長に専属するものとされております。

仮に議会の議決で補助金の支給を執行しなければならないとすると、議会が行政に成り代わることができることになり、町長と議会との二元代表制の仕組みが崩れることにつながり、法の趣旨を逸脱することになると考えられます。要は町長の予算調製権、予算提出権、予算執行権と議会の議決権の基本的な権能について記したものであります。

第3、議会における提出予算案の修正権について。

議会における予算に係る議決事項については、地方自治法第215条、その他の規定により、ここでその他の規定は地方自治法施行令第147条で、具体には予算書の第1表、歳入歳出予算のことを指しております。款及び項の額とされているところではありますが、同時に地方自治法第96条第1項第2号においては、議会の権限として予算を定めることとあり、必要な修正をした上、修正の必要がないときはこのままこれを決定することを言うものとされております。

長が提出した歳入歳出予算の項目を削除し、予算金額を減額することがで

きることは議会が歳入歳出予算を定める権限を有する以上、当然のことと解されており。地方自治法第177条は義務的経費と災害復旧費、感染予防費の経費は削減できない定めが第177条でございます。また、長の予算の提出の権限を侵さない範囲で予算の金額を増額して決定することも、地方自治法第97条第2項で可能とされているところであります。

昭和52年10月3日付、自治省行政局長通知で廃止はされているものの、個々の事例の判断の参考とされる昭和39年3月16日付、行政局長通知において、長の予算の提出の権限を侵さない範囲について、事項別明細書にない事項を取り上げた結果、既存の款項の金額に影響を及ぼすものであれば、当該新たに取り上げられた事項については、長の発案権の侵害になると解すると明記されていたところであります。

今回の修正議決は、確かに予算の款と目に着目すると減額となっているものの、昭和39年通知によると自治法第97条第2項、長の予算の提出権であります。の違反のおそれがあることも付記するものであります。

第4、予算の修正に関して事前協議。

予算に関して、その調製権、議案提出権、執行権は長にあり、長は自らの判断と責任において事務事業の内容を考慮しつつ、計画を立てて執行し、最小の経費で最大の効果を上げなければならないこととされております。地方自治法第97条第2項、先ほど申し上げましたが、長の予算の提出権限、それから、同法第112条第1項のただし書、議員の議案提出権、同法第138条の2、執行機関の義務、同法第149条、町の担当事務、同法第211条、予算の調製及び議決、同法第220条、これは予算の執行であります。の括弧書き、ここで言う自らの判断と責任とは、行政組織法的に見た議会や他の執行機関との相互独立性の面と、おおよそ他のいかなるものにも拘束をされないという、より広い自律性の面とを持つと解されております。

これは執行機関が本来拘束を受けていないものの、拘束を受けて特定の利益に奉仕することなどに起因して、執行が公正妥当になされていないという事例をふまえ、昭和27年の改正により地方自治法第138条の2、執行機関の義務として追加されたものであります。同条は普通地方公共団体の長と議会は、いずれも住民の直接選挙によって選出されるもので、それぞれの相互の独立的な関係にあり、長の権限に属する事務の管理及び執行にあたっては、議会の議決及び他の執行機関との関係を配慮するとしても、全て自らの意思決定に基づき行うこととされております。

また、地方自治法第97条第2項ただし書にいう、長の予算の提出の権限を侵さない範囲については、昭和52年の自治省行政局長通知で増額修正をしようとする内容、規模、当該予算全体との関連、当該地方公共団体との行

財政運営における影響度等を総合的に勘案して、個々の具体の事案に即して判断するものとされ、同時に長と議会との間で調整を行い妥当な結論を見出すことが望ましいともされております。このため、今後の行財政運営のため、町議会から町行政に対し制度要望または提言があるような場合は、地方自治法第97条第2項ただし書の規定もしんしゃくし、事前に協議されるようお願いするものであります。

以上、4項目にわたりまして再議に付すべき理由を申し上げました。

まとめますと、1つは、町長は地方公共団体の執行機関の代表として、担当課をして甲良町補聴器購入費助成交付要綱原案を作成して、令和5年度実施に向け準備しているところであります。議会が示されました甲良町補聴器購入費助成事業実施要綱案も示されたものであり、行政案と議会案のすり合わせもなく、成案未了の状態ではいわゆる要綱が熟していない状況では執行に移ることができません。

2つ目は、地方自治法の規定に基づき、予算の編成権と議会への提案権は町村長に専属をし、議員は認められていないことも述べました。議会は予算について増額してこれを議決することを妨げないことも地方自治法に定められております。議会は、町村長の予算提案権を侵さない限度で増額修正もできるとしているのが地方自治法第97条第2項の規定であります。要は予算の増額修正は慎重であって、最終的には町長と議会が妥当な結論を見出して行うことが基本であります。

このことをご理解いただきまして、議員の皆様のご判断をいただきますようお願い申し上げます。再議理由の説明といたします。

○宮崎議長 説明が終わりました。

これより質疑、討論に入りますが、令和4年12月定例会と同じ内容のご発言についてはご遠慮願います。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 1つは、全協で明らかになりましたけども、要綱の決裁が取られています。これは11月ですね、これは何日か。そして、11月にそういう要綱が決まっていれば、議会に示して協議を行う、こういう内容でやりたいというのでなぜしなかったのか。そういう機会が町長側にあったのは事実だと思いますが、これお尋ねします。これが1点です。

もう1点は、増額修正と言いますが、これ、補聴器の購入の金額2万5,000円を限度、それから非課税者、これはあまりにも少ないのではないかという点で協議ができる場がないまま今回来ました。そういう点では、その要綱が示されないまま、議員は分からないまま提案しています。しかし、

幅広く高齢者の難聴の方に対応をしていく上で、この制度は充実させるという点で受け止めができていないのか。これを違法だというように町長は認識されているのかどうかお答え願います。

もう一つは、昭和39年の通知、これは何度も出されていますけども、その後にはこれは改正、廃止されていますよね。増額については協議を行うように、ただでも議会と長の話合いが決裂する場合も十分あり得るです。そういう場合には、議会の提案権をきちんと行使して行政側に求めていくというのはあり得ることだと思いますが、その見解をお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点は請願の受け止めですね。これは最初の質問とも関連しますけども、再議の内容を見てみますと、町長の権限、これを最大限振りかざそうというようにとらわれているように感じます。そうではなくて、どういうようにして請願の内容、それから決議の内容、高齢者の難聴に対応する対策をすることで、よりいいものにしようという点で考えられていないのかどうか、これ、お答え願いたいと思います。

最後に、予算額は100万円です。要綱は議会がこういうことでどうだろうと、示す必要もなかった問題です。というのは、中身、つまり100万円の根拠を説明して、20人、そして5万円の限度額と。限度額ですから100万円以下になる場合もございます。そういう点で提起をしています。その枠で町としては活用をして、より充実した、つまり、2万5,000円という限度額ではなくて、また、非課税者という狭い範囲ではなくて充実するという方向に切り替えていくということができないのかどうか、お尋ねします。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 まず、要綱の決裁日については、後ほど担当課長から申し上げます。

増額修正、2番目のことについてでございますが、行政の2万5,000円でございます。これは非課税者というふうに行政では準備をしてきたところです。その要綱が議会に示されていないということではありますが、日程的には西澤議員の一般質問で、ペーパーではありませんが答弁としてその内容はお答えをしてきたとおりでございます。他市町の状況、特に犬上3町連携をしてということでもありますので、18歳以上、それから18歳未満については他の制度ということからすると、全ての年齢層に適合できる補聴器ということでもあります。

ただ、議会案と行政案は違いますし、2万5,000円というのも西澤さんからいただいた資料を見る範囲では3万5,000万円もありますが、2万5,000円というのは直近の他府県の市町も含めて、水準的には2万5,000円という線については妥当な要綱であるというふうに行政とし

ては考えております。

それから、昭和39年の通知、これは経過の中で申し上げましたが、増額修正に関してはかなり経過を経て、今、昭和52年の総務省通知によって最終の行政の在り方、議会の在り方が合意形成を図るといふ、そういうことになっておりますが、廃止をされていることは事実であります。

それから、3点目の課題であります。これは町長の権限を振りかざしてということですが、一応、長の専属の事項、それから議会の権限という点についてを整理しました。いずれにしても、増額修正というのは議員ご指摘のとおり、やっぱり議会と執行部、町行政が相互調整をして、いい成案に仕上げていくというのが前提でありますので、今回、予算の100万円という限度額の範囲内ということですが、いずれにしても、後先になります。要綱案が議会と行政が合意をされた内容がまだ調整ができておらない状態です。どちらの案を採用するにしても、まだ要綱が熟していない、未成案ということになります。そのことも考慮して、早急に補助金の額であったり、あるいは対象年齢であったり、あるいは課税、非課税をどうするかという問題であったり、協議が未了ということが今回ありますので、今回再議に付させていただいたということでございます。

○宮崎議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 要綱の制定日、決裁日ですが、決裁を受けましたのは令和4年11月16日です。

○宮崎議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、11月16日ですよ、議会が12月から始まります。議運が24日でしたか、11月24日です。そういう点では、12月の全協が12日2日、これを全協の議題に載せるということができたわけですけど、今振り返ればできたわけですよ。その点で不十分だった、ないしは抜けていたという反省はありますか。それとも、その時点で議会と協議をするという発想はなかったのかどうか、お尋ねしておきます。

○宮崎議長 町長。

○野瀬町長 その時点では、全協の議題には町長としても担当課長としても協議をするという案件にはなっていなかったということでございます。つまり、要綱決裁をもって新年度予算に向けて準備を進めていくということですので、その間、それじゃ、いつの時点で、広報の準備期間とか含めて事前協議が要ったのではないかとと言われると、それはそうであったかもしれません。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これ、再議という形で議会と町がやり合いをしなければならないという元は、岡田議員からいみじくも提起ありましたけども、議会側もそれから行政側もとありました。しかし、事実を見ますと11月16日に決裁を取られているんですね。そして12月議会が控えます。そして9月議会には請願が採択を受けて決議がされています。そういうことを受けて、議会としてもこういう内容でどうだろうかというように、行政側が、町長の方から提起があって協議が始まるというのも不思議じゃないですし、それから、町長がいつも言われている、議会側と十分な議論をし、そして意思疎通をしていくということに反するのではないかとというように思いますね。

ですから、この増額修正をされた100万円、来年度どういう内容で金額を補聴器の予算に計上されるのかどうか、いまだそれは分かりませんが、これを先ほどの全協の中でも繰越明許で使うことができるというように、技術的にもその可能性が残っています。むげに町が用意をした制度、それから要綱に反するわけではないですよ。

ですから、請願の内容に沿って、より充実した内容で議員と町側が協議を続けていくと、話し合いをする。そして、充実した要綱に仕上げていくというのが大事じゃないかと思います。

それから、他町と連携をする、これは十分あり得ることですけども、いろんな福祉制度、それからいろんな先進的な制度、これは大きな町も、それから小さな町も含めて、その町に合った中身、それから町と議会が話し合いの中で出来上がってきた制度ですから、他町の制度を引用する場合があります。しかし、甲良町としては様々に先進的な部分を切り開いてきている部分があるんですね。高校卒業までの医療費無料化は豊郷、それから、あと、甲良が第2番目だったと思いますけども、そういう点では先進を切って実施を始めたんです。

それから、子どもの小中学校の学校給食費の無料化、これは全国に広がり始めています。甲良町も国の予算を活用してですけども始まりました。来年度も実施をするということで町側は答弁いただいていますし、そういう姿勢で臨んでいます。そういう点から見たら、いいことは他町が学んでいきたいと、まねをしたいというのも甲良町を見習うというのにはあり得ることです。

ですから、狭い低い制度に合わせるというのは、あえてその選択をする必要がないというように思っていますし、町の予算の枠から言えば5億円の財政調整基金、その他の積立金の合計は12億円、それぞれの基金は制度的に

使い道が決定されています。けども、その決定の内容を変えるという決議を町が発議すればちゃんとできることですから、そのことも含めて福祉基金は1億円あります。そういう点でも決して無理な予算計上ではないというように思いますので、改めて賛成とさせていただきます。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 私、発議第12号に賛成者として名を連ねております。それは恥ずかしながら全協でも質問しましたけど、町が新年度予算でこの補聴器のことを考えておられるということを知らずに、明るく日の新聞紙上で知った恥ずかしい思いがあります。ということで先ほど言いました、発議には賛成したんですけど、町が9月の決議によって新年度、あるいは新年度で構わないんですけど、考えておられたということに対して重きを置いて見るもので、発議には賛成しましたけど、この発議第12号はまた反対をさせていただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 私も発議に対して賛成の議員として名前を連ねていたんですけども、再議の説明を受けている中で、これ、町側が悪い、議会側が悪いということじゃなしに、事実としてすり合わせができていないということがあります。やっぱり増額補正に関しては、ここが重要なポイントだと思います。すり合わせをきっちりして、町内の町民に対してよりよい方向に持っていくというのが町側も、そして議会側も目指す方向だと思います。

そういう意味ですり合わせができていないということ自身が問題だと思いますので、そして、今、木村議員が話された来年度に向けて動くというところに対して、先回の本会議の議決のときの討論でもその辺の指摘がありましたように、方向性としては実際問題として来年度の実施となるようなスケジュールということで、保健福祉課長の方からも話がありましたように、そういう旨で充実した施行を望みまして、修正案の反対ということにさせていただきたいと思います。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 私は最初に賛成者ということで名を連ねている以上、変えることはいたしません。賛成といたします。なぜなら、今説明があったのが再議が出されてからの説明です。それを事前に言うこともなしにこんな再議をかけられてやるということ自体、行政側の手段は卑劣です、はっきり言います。

これから今、昨今これは可決になっても、これから事前協議をしていけばいいことであって、これに対して再議を出すのではなしに、再議を出す前に事前協議を始めてほしかったということが私の意見ですので、いったんこれは可決ということで賛成させていただいて、これから事前協議を持っていたきたい。これも町長が全然事前協議もなしに出された、議会が悪いと言っていますけど、説明しない行政の方が悪いと私は思っていますので、そういうふうに私は思います。

いったんこれは賛成ということでさせていただいて、それから事前協議ということで、きっちりと事前協議をしていただきたい。そう思いまして、この件に関しては賛成といたします。

○宮崎議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮崎議長 ないようですから、これで討論を終わります。

再議第3号 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)の再議の件を採決します。

この採決は起立によって行います。この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は10人であり、その3分の2は7人です。

発議第12号 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)に対する修正案について、さきの議決のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。ただいまの起立者は5人で、3分の2に達しません。

したがって、発議第12号 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算に対する修正案については、12月14日の議決のとおり決定することは否決されました。

発議第12号 議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)に対する修正案については、12月14日の議決のとおり決定することが否決されましたので、改めて修正前の原案を審議することにします。

これより議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)について採決します。

念のため申し上げます。この採決は過半数議決です。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮崎議長 ご着席願います。起立少数です。

よって、議案第75号は否決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 令和4年甲良町議会第5回臨時会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

令和4年12月定例会において議決された議案を再議に付し、改めて採決されたところ、発議第12号の一般会計補正予算(第6号)に対する修正案は否決でありました。町長の再議の内容を確認の上、ご理解をされ、賢明な議決をいただきありがとうございました。

議案第75号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第6号)は否決でありました。再議前の12月定例会本会議において可決をいただいております。本日の再議決によって否決されたことは議会としての大義がありません。甲良町議会に対して遺憾の意を表明いたします。急を要する執行予算が計上されていることから、改めて補正予算を調製しなければ行財政運営に支障を来すことを申し上げておきます。

言葉整いませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○宮崎議長 これをもって、令和4年第5回甲良町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時50分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 宮 寄 光 一

署名議員 山 田 裕 康

署名議員 野 瀬 欣 廣